第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十五条第一項中「（その」を「（施行日においてその」に改め、「に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、かつ、施行日において同項」を削る。

第三十条の次に次の一条を加える。

（老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例）

第三十条の二　国共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。以下同じ。）が二十年未満である者又はその遺族（改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。）に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「共済法附則第十二条の十二第一項及び第十二条の十三」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十九条第一項及び第四十条」と読み替えるものとする。

第五十九条第三項中「（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。以下同じ。）」を削り、「地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「平成二十七年政令第三百四十七号」の下に「。次項第九号において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。」を加え、同条第四項第九号を次のように改める。

九　平成二十七年地共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項

第六十条中「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。第九十四条第二項第九号において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）」に改める。

第百四十九条の見出し中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

当分の間、国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定の適用については、同条中「同条第三項」とあるのは、「同条第四項」とする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第十七条の五の規定並びに第四条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の項及び第三十条の二の規定並びに附則第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十八年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済法施行令の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第十五条の三」を「第十五条の二の二」に改め、「第十四条」の下に「、第十五条の二の二」を加え、同条の表第十五条の二第一項の項の次に次のように加える。

第十五条の二の二第一項	公務障害年金（職務障害年金（	職務障害年金算定基礎額
第十五条の二の二第二項	公務障害年金（職務障害年金（	職務障害年金算定基礎額
	公務障害年金算定基礎額	職務障害年金算定基礎額
	基準公務傷病	基準職務傷病

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の表第二十五条第一項の項中「に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、かつ、施行日において同項」を削り、「（その」を「（施行日においてその」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十号

平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。